

宇治市排水設備指定工事業者指定申請の手引

《 指 定 の 要 件 》

- (1) 京都府内に営業所を有していること。
 - (2) 専属の責任技術者を有していること。
 - (3) 工事を行うために必要な設備及び器材を有していること。
 - (4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ないもの
 - イ. 責任技術者としての登録を取り消され、当該登録を取り消された日から起算して2年を経過していない者
 - ウ. 第11条第2項の規定により指定工事業者としての指定を取り消され、当該指定を取り消された日から起算して2年を経過していない者
 - エ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ. 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- [宇治市排水設備指定工事業者規程第3条より抜粋]

《 提 出 書 類 》

・指定工事業者指定申請書 (別記様式第1号 表・裏)

1. 申請者 (法人にあつては代表者) の住民票及び経歴書
2. 申請者 (法人にあつては代表者) が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類 = 証明書 (証明が受けられない方は窓口でご相談ください)
3. 法人にあつては、履歴事項全部証明書及び定款の写し (定款認証証書付のもの)
4. 営業所の写真 (外観および看板、内部の状態がわかるもの、設備及び器材等)
5. 専属責任技術者名簿・・・別記様式第2号

〈添付書類〉

- (1) 責任技術者証の写し (協会登録番号が『KH』で始まる『みなし合格者』については、登録申請市が『宇治市』のものに限る)
- (2) 雇用関係を証する書類 (別記様式第2号の添付書類欄を参照)
6. 工事を行うために必要な設備及び器材を有していることを証する書類
(書式は問わないが、器具については種別・名称・単位・数量等を
材料については、種別・品名・形状・単位・数量等を記載すること)
7. 宇治市外の業者にあつては、住宅地図の写し (公共施設が写ったもの)

・登録手数料・・・15,000円 (理由の如何を問わず一切返還しません)

※1. 各種証明書は発行から3か月以内のものとする。

※2. 申請書提出の際、事前に下記までご連絡ください。

申請書提出先 = 宇治市 上下水道部 営業課 (0774-22-3141(代))